（委員会の庶務）

第六条　委員会の庶務は、その置かれる少年鑑別所の庶務課において処理する。

（委員会に対する情報の提供）

第七条　少年鑑別所の長は、毎年度、その年度における最初の委員会の会議において、少年鑑別所に関する次に掲げる事項について、少年鑑別所の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

一　敷地及び建物の概況
二　収容定員及び収容人員の推移
三　職員定員及びその充足の状況
四　参観の許否の状況
五　法第十四条第一項に掲げる者による法第三条各号に掲げる事務への協力の状況
六　鑑別対象者の鑑別の実施の状況
七　法第二十九条第一項の規定による活動の機会の付与並びに助言及び援助の実施の状況
八　在所者に対して講じた保健衛生上及び医療上の措置の状況
九　法第四十一条の規定による物品の貸与及び支給並びに法第四十二条の規定による自弁の物品の使用又は摂取の許否の状況
十　少年鑑別所の書籍等（書籍、雑誌その他の文書図画（信書及び新聞紙を除く。）をいう。以下この号及び第三十五条において同じ。）の整備並びに自弁の書籍等及び新聞紙の閲覧の禁止、許否又は制限の状況
十一　宗教家による宗教上の儀式行事及び教誨の実施の状況
十二　規律及び秩序を維持するために執った措置の状況
十三　在所者による面会、信書の発受及び法第百五条第一項に規定する通信の許否、禁止、差止め又は制限の状況
十四　法第百九条又は第百十条第一項の規定による申出及び苦情の申出の状況並びにそれらの処理の結果
十五　法第百三十一条の規定による援助の実施の状況

2　少年鑑別所の長は、次に掲げる場合には、委員会の会議において、その状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

一　少年鑑別所の運営の状況に相当程度の変更があった場合
二　委員会から少年鑑別所の運営の状況について説明を求められた場合
三　委員会の意見を受けて措置を講じた場合

（委員会の意見の反映）

第八条　少年鑑別所の長は、できる限り、委員会が述べた意見を少年鑑別所の運営に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章　鑑別対象者の鑑別

（情報の収集等）

第九条　法第十七条第一項の規定による鑑別を行うに当たっては、鑑別を求めた者から口頭又は書面で当該鑑別対象者の鑑別を行うために必要な資料及び情報を得ることに努めるものとする。

第三章　入所

（入所時の告知の方法等）

第十条　法第二十三条の規定による告知を行う際には、同条第一項第六号から第九号までに掲げる事項については、少年鑑別所の職員により、その概要を平易な表現を用いて口頭で説明するものとする。

2　法第二十三条第二項の書面は、居室（在所者が主として休息及び就寝のために使用する場所として少年鑑別所の長が指定する室をいう。以下同じ。）に備え付けるものとする。

3　少年鑑別所の長は、法第二十三条の規定による告知を行った後、告知した内容に変更があった場合には、その都度、在所者に対し、変更された内容を平易な表現を用いて書面で告知しなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

（法第二十四条第一項に規定する法務省令で定める少年鑑別所の職員）

第十一条　法第二十四条第一項に規定する法務省令で定める少年鑑別所の職員（以下この条において「指定職員」という。）は、少年鑑別所の職員のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第四公安職俸給表の適用を受ける者であって、法に定める指定職員の職務に関し必要な研修及び訓練を修了したものとする。

（識別のための身体検査の方法）

第十二条　法第二十四条第一項の規定による検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一　顔写真の撮影
二　身体の特徴の見分

（法第二十五条に規定する法務省令で定める在所者）

第十三条　法第二十五条に規定する法務省令で定める在所者は、更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第七十三条第一項、第七十六条第一項又は第八十条第一項の規定により少年鑑別所に収容されている者とする。

第四章　観護処遇の態様等

（法第二十六条第一項に規定する法務省令で定める場合）

第十四条　法第二十六条第一項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　運動、入浴又は面会の場合
二　健康診断又は診療（栄養補給の処置を含む。第二十一条において同じ。）の場合
三　前二号に掲げる場合のほか、居室において行うことが困難な観護処遇を行う場合

（起居動作の時間帯）

第十五条　法第二十七条の時間帯は、次の各号に規定する時間帯について次に掲げる基準に従い定めるほか、居室に在室していることを確認するための点呼の時間帯について定めるものとする。

一　食事の時間帯は、朝食については午前六時三十分から午前八時三十分までの間で、昼食については午前十一時から午後一時までの間で、夕食については午後四時から午後七時までの間で定めること。
二　就寝の時間帯は、午後九時から翌日の午前八時までの間で、連続する八時間以上の時間帯を定めること。
三　運動の時間帯は、午前七時から午後五時までの間で定めること。ただし、居室内において運動を行う機会を与えるときは、午前七時から午後七時までの間で定めることができる。
四　入浴の時間帯は、午前七時から午後九時までの間で定めること。

第五章　健全な育成のための支援

（学習等の援助）

第十六条　少年鑑別所の長は、法第二十九条第一項の規定による援助として、少年鑑別所に備え付けた学習教材、運動器具、遊具その他の物品の貸与その他同項に規定する活動を行うのに必要かつ適切な措置を講ずるものとする。